

Info 新入学児童生徒の学用品費を援助

令和4年度に小中学校新1年生となるお子さんがいるご家庭で、経済的に困りの保護者を対象に、学用品費を入学前に支給します。

▼対象

町に住民登録があり、次の要件のいずれかに該当する方。町立小中学校に入學しない場合は、認定は取消しとなりません。

- 生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止をされた方
- 町民税を非課税・減免された方
- 個人の事業税を減免された方
- 固定資産税を減免された方
- 国民年金の保険料を減免された方
- 国民健康保険料を減免・徴収猶予された方

た方

- 児童扶養手当の支給を受けた方
- 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方
- その他経済的理由により就学が困難な方

▼援助内容
新入学児童生徒学用品費の一部

▼申請手続
10月1日(金)から役場3階9番窓口学校教育課で申請書を配布します。必要事項を記入し、証明書類を添えて提出してください。

▼受付期間
10月1日(金)～11月12日(金)

受付期間以降も令和4年3月31日(木)まで申請可能です。支給は申請日の翌月以降となります。

▼問合せ 学校教育課学校教育係

☎28・2211

Info クリーン排水月間

県では、生活排水や川・海の水質保全への関心を高め、きれいな川や豊かな海を子どもたちに託すことができるよう、毎年10月を「クリーン排水月間」と定め、環境保全と公衆衛生の向上に努めています。

川や海をきれいに保つため、生活排水対策にご協力ください。

◆水に流す前に

料理は食べきれぬ量を作ってください。目の細かい水切りネットを使ってください。

◆洗剤をたくさん使っても洗浄力は同じ
洗剤は正しく計って使ってください。適量以上に使用しても無駄になり、川や海をよごしてしまいます。

◆流さない工夫
使用済みの油は、凝固剤で固めたり、古新聞などに吸わせたりして可燃ごみとして捨ててください。食器や鍋についた油などの汚れは、ゴムベラ、古新聞などでふき取ってください。

▼問合せ 住民課環境保全係

☎28・0916

Info 耐震診断・改修・ブロック塀等撤去費補助制度

町では、耐震改修促進計画に基づき、耐震改修の促進を図っています。

▼無料耐震診断

耐震改修をお考えの方は、まずは町の無料耐震診断を受けることから始めてください。昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅が対象です。

▼耐震改修費補助制度

無料耐震診断の結果「倒壊又は大破壊の危険あり」と判定された住宅を「一応安全」の基準にするために補助する制度です。補助限度額は、1棟あたり百万円です。なお、建替えは補助の対象にはなりません。

▼段階的耐震改修費補助制度

一度に改修するのは、費用負担が大きくてできない方に、2段階に分けて耐震工事を行うものです。

1段階目として「全壊を防ぐ」まで引き上げる工事を行い、その後2段階目として「一応安全」の基準にする工事を行います。補助限度額は、1段階目60万円、2段階目30万円です。

▼耐震シェルター整備費補助制度

建物全体を補強するのではなく、一部の安全を確保する整備費について補助を行うものです。補助限度額は、30万円です。

▼ブロック塀等撤去費補助制度

道路や公共施設に面したブロック塀等

を撤去する際に補助金を交付しています。対象となるブロック塀等は、コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀で道路等からの高さが1m以上かつ組積造の部分が80cm以上のものです。補助限度額は、10万円です。なお、令和4年3月31日までの間において、小学校の通学路に指定されている道路等に面するブロック塀等を撤去する場合の補助限度額は15万円です。

▼代理受領制度について

代理受領制度とは、補助金の申請者(委任者)が補助対象工事の契約を締結した工事施工者(受任者)に、補助金の受領を委任することで、受任者が補助金を代理で受領することができる制度です。委任者は工事費と補助金の差額分のみを用意すればよくなり、当初の費用負担を軽減することができます。詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせください。

https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/seikatsu/1000745.html

お問い合わせはまちづくり推進課までお問い合わせください。



▼申込み・問合せ

まちづくり推進課まちづくり推進係
☎28・0944